

第5回 自治基本条例検討市民委員会 会議概要

日 時：平成18年12月27日(水)

午後2時30分～5時30分

場 所：本館6階 講堂

出席者： 【委員】50音順

	五十嵐 寛	公募委員
	岩橋 茂夫	公募委員
	上杉 国武	公募委員
	海藤 惣一郎	8区自治協議会準備会副会長
副会長	風間 淳一	5区自治協議会準備会会長
	河村 勲	公募委員
	香田 和夫	公募委員
	下井 康史	新潟大学大学院実務法学研究科助教授
	鷹澤 信子	1区自治協議会準備会委員
	竹内 一義	4区自治協議会準備会副会長
	武内 裕子	公募委員
	寺山 和雄	公募委員
	中原 八ルミ	2区自治協議会準備会委員
	早川 正男	3区自治協議会準備会委員
会長	原 敏明	新潟総合学園 事業創造大学院大学研究科長
	樋口 玲子	公募委員
	平原 實	6区自治協議会準備会副会長
	藤田 正	公募委員
	松下 久美子	公募委員
	山際 幸子	7区自治協議会準備会委員
【事務局】		
	西 和男	政策推進室長
	中澤 晃一	政策推進担当課長
	寺田 稔	政策推進員

1 次 第

(1) 開 会

(2) 議 事

第2章 各主体の責務等についての検討

第3章 市政運営についての検討

(3) その他

(4) 閉 会

2 議事内容

(1) 第2章について

寺田政策推進員

～資料説明「第4回会議での検討課題（事業者の権利と責務）について」～

香田委員

事業者の定義を別項目として規定することはできないという結論か。

寺田政策推進員

できないわけではないが、資料1に記載してあるように、事業者の定義を別に規定した場合、市民参画や市民協働といった熟語に事業者を含むか否か、新たに規定や説明を加えなくてはならないといった課題がある。

香田委員

市民と事業者という法人を一括りにすることは、市民の感覚としてしっくりこない。札幌市や川崎市の条例をみると、事業者の責務を一文として加えている。

三鷹市の検討では、市民の多様な意見に対しこまやかに検討を行い、その結果、4年がかりの審議となったと聞く。事業者への意識付けのためにも事業者の責務等を規定することを要望する。

藤田委員

つい先日、環境基本計画の改定があった。事業者の有する環境への影響力を考えると是非規定した方が良い。

寺山委員

香田委員のご意見に賛成する。

竹内委員

私は、事業者を市民の中に含んで自然のことと思う。事業者の責務を加えるべきか否かは、今この場で決めなくてはならないか。両論を併記してはいかがか。

市民の定義から事業者だけを抜き出すことは、本条例だけでなく他の条例との整合性をみても大変なことなのではないか。条例は大枠で定めることが良い。

樋口委員

明記してあるか否かではその意味は大きく違う。事業者への意識付けという点で明記すべきだと思う。

五十嵐寛委員

他の自治体の条例の状況と、事業者の責務を加えることによる弊害について事務局にお聞きしたい。

寺田政策推進員

まず、市民の定義において事業者を分けている例は少ない。三鷹市の例では、定義を分けたので、これに合わせ行政側の方で責務を追加したものである。川崎市や札幌市の様に、市民の定義の中に事業者を含めつつ、責務だけを規定する例は少なくないと思う。

市民の中に事業者を含めることの根底には、地方自治法の住民に法人を含めて捉えていることがあり、自治を考える上で事業者を分けて捉える必要はないとの考えである。

啓発というご意見があったが、事業者側からみると「そこまで言われるのであれば協働しない」と考える事業者もあり、マイナスに働く恐れもあるのではないだろうか。

五十嵐寛委員

先日の西尾先生の講演において、自治基本条例を「柔らかい憲法」へとのご指摘があった。この意味から考えれば、事業者を市民の中に広く括って定めてみて、支障があるようであればフットワーク良く対応すればいいのではないか。

鷹澤委員

私も市民の中に定義されれば足りると考える。

本委員会のあり方として、きっちりと一つだけの結論を出すのではなく、色々な意見を出し合ったということで良いのではないか。

岩橋委員

先日、2区の自治協議会準備会の会議を傍聴した。委員から騒音など空港に対する不安感があるとのこと意見が挙がっていた。こうした問題は環境基本条例でクリアできるものなのか事務局に伺いたい。

寺田政策推進員

回答できる範囲でお答えさせていただくと、環境基本条例は実定している各種条例をたばねる理念条例である。良くしていくための手立てを理念条例で謳い、個別条例、場合によっては横だし条例により細かに定めていくものである。

香田委員

事業者の責務を規定している条例の経緯をみると、市民による検討会等から提起されたものが多い。市民の定義の中に含むのだから足りるとのご意見があるが、条例に明記することとしないことでは大きく違う。

市民の定義の中に事業者を含めることはよいが、別に責務を規定すべきである。事業者はまちづくりの大切なパートナーである。

また、規定することで事業者の協働を阻害する恐れがあるとのこと指摘だが、賢明な企業であれば住民のニーズを捉え、住民との摩擦を避ける判断をするであろう。事業者の責務を加える方向で再考する必要があるのではないか。

寺山委員

私も、社会的責任の意識付けという点では有意義であると思う。

風間副会長

事業者における意識付けを明確にするため、協働を進めるためといった観点から明記すべきだとのこと意見をいただく一方で、原案のままで良いとのこと意見をいただいている。他に何かご意見があればうかがいたい。

中原委員

豊田市も、市民の定義の中に事業者を含むものであるが、同条例中における市民の責務において「市内で事業を行う者は」として一項を加えている。この様にすれば、定義において、新たに市民と事業者を分けなくても良いと考えるがいかがか。

藤田委員

一般の市民の感覚であれば、市民と事業者は別のものである。

樋口委員

豊栄のパートナーシップ事業として、公園の整備に行政と市民とまちの土建屋さんが参画し協働を行った経験がある。参加した事業者は意識の高いところとして住民も知るところとなった。事業者の立場からしても、別に扱われた方が良いのではないか。

風間副会長

素晴らしい取り組みだと思うが、事業者は市民の立場として参画したのではないか。

樋口委員

事業者は事業者として、三者異なる立場で取り組む試みであった。

五十嵐寛委員

市民にとっての分かりやすさから、中原委員のご意見のように、定義は変えずに一項を加えることが適当であると思う。

中澤政策推進担当課長

先程、本委員会の進め方についてご意見があったが、事務局としても、皆様が合意され一つの結論に集約されたものはもちろんありがたいが、本委員会の検討後も、パブリックコメントの実施や説明会など様々な手段で市民の方からご意見を頂きたいと考えているので、会議の中でも多様なご意見をいただければと思う。

下井委員

資料1にある三鷹市の引用例は、市民と事業者の定義を別にしてにしていることに留意する必要がある。

寺田政策推進員

それでは、皆様のご意見を受けて、原案どおり市民の定義の中に事業者を含めるものとし、事業者の責務を追加すべきか否かについては両論を併記することとしたい。

(2) 第3章第2節 参画と協働のしくみについて

原会長

それでは、「第3章第2節 参画と協働のしくみ」についてご意見をいただきたい。

下井委員

地方自治法に定める附属機関ではなく「附属機関等」とするのであれば、「附属機関等」の定義や説明が必要なのではないか。

先に進むことになるが、住民投票については、現状においては非常設型が適当だと思う。また、何でも住民投票にかければよいというものではないので、ネガティブリストを示すことは必要かもしれない。

寺田政策推進員

ご承知のとおり、自治法に定める附属機関に加え、要綱設置のいわゆる審議会といったものを附属機関等と本市では呼んでおり、本年の12月議会において情報公開条例がこれを含める形で改正を行ったことから、その規定にならいカッコ内定義とするなど表現を工夫することとしたい。

藤田委員

市民主体の市政の実現のために、実際に政策形成段階から参画できるのは検討会等への公募委員としての参加ではないか。

現在、保育園民営化や指定管理者制度といったものにも審議会が活用されていることから、審議会への参画は大きな役割を有していると考えます。

岩橋委員

そうしたことから、附属機関等における公募委員の導入を原則とし、その割合を「3割」ないし、割合を明記できない場合は、「一部または全部」とした方が良いのではないかと。また、可能な限りその構成も男女半数としたい。

ただし、事務局の説明によると、実際に公募を行っても申込みが少ないといった実態もあるとのことであり、我々市民も市民力といったものを向上させていかななくてはならないと思う。

下井委員

数字を明記するという事は、達成できなかった場合を考えると非常に危険である。違法となる恐れもある。

武内委員

私も女性として参画している立場から言うと、男女半数の理念はわかるが実情はなかなか難しいものであり、女性側も積極的に努力していく必要があると思う。ここでは男女については触れなくともよいと思う。

寺山委員

参画と協働のしくみとして具体的には、情報の提供、附属機関への参加、区における住民自治の3つしかないのか。

また、審議会が形骸化していると感じる。審議会に参加、傍聴してもそうであるが、決まった案ではなく過程の情報公開が最も重要ではないか。

寺田政策推進員

区における住民自治は別として、参画と協働の仕組みとしてもう一つパブリックコメント制度がある。これは、市民誰もが参加でき、広く民意を聴くことのできる現行で最も有用な仕組みである。さらに、究極的な仕組みとして住民投票制度がある。

また、各委員ご指摘の附属機関等における公募委員の導入は、参画の一つの手段であるが、就労状況などにより参画できない人もいる。これを一番の手段と捉えるのは少しおかしいのではないか。

藤田委員

現在の附属機関等の数は把握しているか。

寺田政策推進員

条例設置等による附属機関は約80で、要綱設置等によるものは約60である。

原会長

下井委員のご意見にもあったが数字を明記するのは困難であろう。各審議会によってそれぞれ状況も異なる。公募委員を可能な限り多く導入する旨の表現に改めることでいかがか。

五十嵐寛委員

会長のご意見に賛同する。表現の仕方は事務局に一任で良いのではないか。

附属機関にはそれぞれ設置目的がある。我々市民もそれを理解した上で参画することも必要ではないか。

岩橋委員

附属機関等には専門的な審査会といったものもあり、一律に割合を規定することは困難であることは理解したが、他都市にもあるように、「一部または全部」という表現にすることはいかがか。

藤田委員

公募委員として参画する市民に専門性を求めるのはいかがなものか。参加する中で勉強していけば良いのではないか。

五十嵐寛委員

医療に関する審査など、専門的な知識を要する附属機関に全く知識が無い人が参画する意義がわからない。きちんと自分の意見を発言できなくては参画する意味が無いのではないか。また、参加した人も大変なのではないか。

寺山委員

公募する前に、こういう検討を経てこういう原案に至っているのだから、これを審議する委員を公募するといったように、情報をもっと提供すべきである。

また、原案があるから審議ではなく、一から審議するでも良い。公募委員の募集だけでは附属機関の規定に深さが無いと思う。情報の提供と附属機関の運営についてもっと書き込めることが無いのか検討すべきである。

樋口委員

女性は意見を発表する機会が少ないと思う。勉強してからの参画ではまた機会を逸してしまう。また、新潟市については公募委員制度が始まったばかりであり、市民の参加状況についてもまだ発展途上である。

何かを決めるための審議会だからと言われると、一般の市民はますます参加しづらくなってしまう。

原会長

本条例に規定すべきこととは別にして、各委員のご意見から審議会に対する市民の不信感が強いということがわかった。

公募委員の募集についても、方法を工夫すべき点があるのではないだろうか。事務局を通じて市として受け止めていただきたい。

山際委員

審議会そのものの理解が少ないのではないか。まずは傍聴者を増やすなどの取り組みが必要なのではないだろうか。

藤田委員

他の審議会では、傍聴者にも書面による意見提出を認める例もあった。

原会長

まず我々委員から周りの市民に働きかけを行うことも必要であろう。

鷹澤委員

審議会の委員は市民の代表なのか。そうではない。もちろん、公募委員も市民の代表ではない。

寺山委員

やはり運営について一工夫必要なのではないか。「開かれた市政運営を推進します」という一言ではなく、例えば「市民参画の方向を目指した運営を行う」などはいかがか。

竹内委員

男女半数と規定することは、むしろ女性に対して失礼なのではないか。もちろん半数を上回ってよいものである。男女半数とは規定しないほうが良い。

原会長

それでは、附属機関等について、男女の割合は規定せず公募委員を積極的に導入する旨を表現する方向で修正を行うこととする。

続いて「資料2 住民投票制度における常設型・非常設型の概要とメリット・デメリット」

を踏まえて、住民投票についてご意見をいただきたい。

藤田委員

住民投票制度は、常設型を基本としつつ、請求の要件も長の解職請求や市町村合併の場合を鑑みて、有権者数の4分の1としてはいかがか。

樋口委員

拘束力のない諮問型の住民投票なのだから、常設型として良いのではないか。議員は住民の代表であるが、常に住民と意見が一致しているとは限らない。選挙から選挙までの4年間に住民が意見を出せる仕組みが必要だ。

五十嵐寛委員

住民投票についてまだ熟度が低いので、下井委員のご意見もあるように、まずは非常設型として将来的に常設型への移行をうかがうこととしてはどうか。

樋口委員

移行することを本条例に規定するとのご意見か。

五十嵐寛委員

条例にそこまで規定する必要はないと考える。

藤田委員

個々の問題では住民と議会とで立場が分かれることもあるだろう。そうしたときに、常設型の住民投票制度が必要だ。非常設型であれば、条例改廃の直接請求として50分の1として請求できるので規定する必要はない。

五十嵐寛委員

柔らかい憲法として本条例を定め、非常設型でよいと思う。

香田委員

請求要件の3分の1と50分の1は、常設型と非常設型とセットと考えるべきか。

寺田政策推進員

要件は自由に決められるが、請求権にあたるものと考えられるので、一般に議会が関与する権限を有するものは50分の1で、議会が関与しないものは3分の1とされている。

一方で、実例として、広島市のように、常設型において請求を10分の1として3分の1よりも低く設定している例もある。

香田委員

基本的には議会が関与しない常設型が良いと考えるが、3分の1による請求ではハードルが高く、実際に請求を行うことは不可能に近い。したがって、非常設型の50分の1という要件により経験を踏んでから常設型へ移行することが良いのではないか。

寺山委員

住民投票は二者択一となる。

議会の部分の条例案は議会側により検討を進めているが、議会が住民自治にどこまで歩み寄れるかがポイントであり、これを念頭に置きながら住民投票制度を考えていく必要があるのではないか。

原会長

50分の1という低いハードルを優先して非常設型とすることとし、将来的には常設型への移行を目指していくこととしたい。

(3) その他

本委員会の主催により、自治基本条例市民フォーラムの開催について検討することといたしました。

次回会議は、1月10日(水)午後1時半より開催することを予定しております。

以上

3 会議資料

資料1 第4回会議での検討課題(事業者の権利と責務)について

資料2 住民投票制度における常設型・非常設型の概要とメリット、デメリット

資料3 今後のスケジュール(予定)

資料 第3章第1節までのまとめ